

群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会の所管に係る個人情報保護条例施行規則

平成19年6月8日
公平委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年広域連合条例第5号）第34条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合公平委員会（以下「公平委員会」という。）の所管に係る個人情報の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 公平委員会が保有する個人情報の取扱い等については、群馬県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例施行規則（平成19年広域連合規則第6号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。